

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	16	担当課	障がい福祉課
法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	根拠条項	第26条	不利益処分の種類	調査拒否等による手当支払差止め	
<p>○特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (準用)</p> <p>第二十六条 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条 (第三号を除く。)、第十二条並びに第十六条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第八条、第二十二條から第二十五條まで」とあるのは「第二十二條、第二十四條、第二十五條」と、「第九條第二項」とあるのは「第二十二條第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第十二条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、第三十五条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。</p> <p>(届出)</p> <p>第三十五条 手当の支給を受けている者は、厚生労働省令の定めるところにより、行政庁に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>						